

平成28年度第2回支部長会議の議事概要

I 日 時：平成29年2月17日（金） 13時30分～15時00分

II 場 所：新潟県建設会館 会議室

III 出席者：支部長7名出席、支部事務局7名出席

来賓：県畜産課家畜衛生係 里麻係長

県獣医師会：楠原会長理事、宮川副会長理事、遠藤副会長理事、増谷専務理事

佐藤事務局長、武田書記

IV 会議概要

1 開 会：楠原会長が挨拶

2 議 事：楠原会長が議長となり、議事に入る。

事務局から報告事項として、(1)～(7)について報告された。

議 事

(1) 事業経過報告について

第1回支部長会議以降の主な事業について事務局から報告された。

(2) 狂犬病予防事業について、事務局から次のとおり報告された。

ア 平成28年度狂犬病予防注射実施頭数について、事務局から平成29年1月末集計報告で集合注射頭数が前年度より2,511頭減少し、個別注射頭数も1月末で798頭減少して合計で2,856頭と大幅な減少が報告された。

ここ数年の登録原簿数と注射頭数の大きな較差は、注射実施率にも係わることで登録・予防注射実施に係る市町村に対して注射実施率向上を図れるよう県からの技術的支援を実施することを要望した。

イ 平成29年度の狂犬病予防注射業務関係事務委託契約書等について、1年更新の市町村とは契約更新手続きとなることが説明された。

ウ 平成29年度定期集合注射料金については、28年度同額据え置き1頭2,650円にすることが説明された。なお、平成31年10月からの消費税8%から10%への値上げに伴っては、消費税値上げ分を加算して1頭2,700円に改定予定とすることが説明された。

エ 狂犬病予防法第5条「狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせなければならない。」の規定に基づき、市町村が適切な狂犬病予防業務を遂行できるよう、獣医師が発行する「狂犬病予防注射実施猶予証明書」の猶予期間欄には最長でも当該年度末で記入する取り扱いを行うことが説明された。

オ 狂犬病予防法施行規則第12条5項で「特例期間（毎年、3月2日から同月31日までの間）に実施する狂犬病予防注射について、第2項の規定に基づき市町村長が交付する注射済票は、翌年度のものとする」と規定されていることから、上記特例期間内に動物病院で狂犬病予防注射を実施した場合は次のとおりの取り扱いとすることが説明された。

① 犬の所有者に対して、獣医師は「狂犬病予防注射済証」の発行を行う

② 犬の所有者は、「狂犬病予防注射済証」を市町村に持参し、翌年度の注射済票を交付してもらう

(3) 野生傷病鳥獣保護収容事業については、平成28年11月下旬に県内で発生した高病原性鳥インフルエンザに伴って、協力動物病院における野生傷病鳥獣保護収容受け入れ中の止を

継続していることから、今年度は収容件数、頭羽数とも大幅な減少が見込まれることが説明された。

- (4) 学校飼育動物支援事業については、昨年度同様の実績で推移していることが説明された。
- (5) 支部運営及び事務処理は、県獣との支部会計連結決算に伴い、支部会計においても補正予算を行うこと等の事務処理について、説明された。
- (6) その他
 - ・モンゴル獣医師会小動物臨床獣医師の研修受け入れ結果概要について、説明された。

[県庁からの指導・連絡事項]

●県畜産課家畜衛生係 里麻係長

国内外の家畜伝染病の豚流行性下痢及び平成 28 年 11 月下旬に県内で発生した高病原性鳥インフルエンザの発生状況についての情報提供を頂いた。

- 3 遠藤副会長から閉会挨拶があった。